

適合証明業務約款		頁 No.1 / 5
		SR02-07
2003年9月30日制定	2025年4月10日改訂	2025年4月30日施行

第1条（責務）

- 申請者（以下、「甲」という。）及び一般財団法人日本建築センター（以下、「乙」という。）は、「適合証明業務に関する協定書」（独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）と一般財団法人日本建築センターとが締結）第11条に基づいたこの約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「一般財団法人日本建築センター適合証明業務規程」（以下、「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。（い）
- この契約は、甲が乙に申請書を提出し、乙が甲に引受承諾書を交付したとき、引受承諾書の交付日をもって、締結がなされたものとする。（へ）
 - 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
 - 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 乙は、適合証明業務の契約において、次の各号に掲げる次項について保証するものではない。
 - 各業務の対象となる住宅が、建築基準法その他の法令に適合すること。
 - 各業務の対象となる住宅に瑕疵がないこと。
 - 乙は、甲の提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な検査業務を行うことができなかった場合においては、検査結果について責任を負わない。
 - 甲は、別に定める「一般財団法人日本建築センター適合証明業務手数料規程」に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の手数料を、第3条に規定する日（以下、「支払期日」という。）までに支払わなければならない。（い）
 - 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 甲は、乙が業務を行う際に、対象住宅、対象住宅の敷地及び工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

第2条（業務期日）

- 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期日とする。（ほ）
- 設計検査業務 確認済証の交付日又は交付後の甲乙の合意した日
 - 中間現場検査業務 中間現場検査日の翌日
 - 竣工現場検査・適合証明業務 検査済証の交付日又は交付後の甲乙の合意した日
 - 賃貸住宅リフォームに係る工事計画確認業務 甲乙の合意した日
 - 賃貸住宅リフォームに係る現場検査・適合証明業務 甲乙の合意した日
- 乙は、甲が前条第8項、第9項及び第4条第1項に定める義務を履行しなかった時、天災地変、戦争、暴動、内乱、反乱、革命、テロ、大規模火災、感染症、疫病、伝染病、ストライキ、ロックアウト、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、輸送機関の事故、輸送・宿泊機関

適合証明業務約款		頁 No.2 / 5
		SR02-07
2003年9月30日制定	2025年4月10日改訂	2025年4月30日施行

のサービス提供中止その他不可抗力その他乙の責めに帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。なお、乙が業務期日を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じないものとする。（へ）

第3条（支払期日）

甲の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日（第2条第2項の規定に基づいて延期される場合は、当該延期された日の前日）とする。ただし、当該期日について甲乙で別に定めている場合はこの限りでない。（ほ）（へ）

- （1）設計検査業務の申請手数料 設計検査業務期日の前日
- （2）中間現場検査業務の申請手数料 中間現場検査日の前日
- （3）竣工現場検査・適合証明業務の申請手数料 竣工現場検査予定日の前日
- （4）賃貸住宅リフォームに係る工事計画確認業務の申請手数料 賃貸住宅リフォームに係る工事計画確認業務期日の前日
- （5）賃貸住宅リフォームに係る工事適合証明業務の申請手数料 賃貸住宅リフォームに係る現場検査・適合証明業務期日の前日

第4条（設計検査の申請内容の変更）

甲は、設計検査通知書の交付前までに甲の都合により対象住宅の計画を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の設計検査業務関係書類を提出しなければならない。

- 2 前項の計画変更が、変更に係る部分の床面積の合計が当初の計画の全体の床面積の三分の一を超えた場合など、大規模なものにあっては、甲は、当初の計画に係る設計検査業務の申請を取り下げ、別件として改めて乙に申請しなければならない。
- 3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

第5条（甲の解除権）

甲は、乙に債務の不履行があった場合（甲の責めに帰すべき事由によるものを除く。）において、乙に書面をもって、甲が相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。（へ）

- 2 甲は、次の各号の一に該当する場合（甲の責めに帰すべき事由によるものを除く。）には、前項の催告をすることなく、直ちに乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。（へ）
 - （1）乙が、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了しない場合（へ）
 - （2）乙の債務の履行が不能であるとき。（へ）
 - （3）前各号のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達す

適合証明業務約款		頁 No.3/5
		SR02-07
2003年9月30日制定	2025年4月10日改訂	2025年4月30日施行

るのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。(へ)

- 3 前2項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。(へ)
- 4 第1項及び第2項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときは当該手数料相当額の金員の返還を乙に請求することができる。(へ)
- 5 第1項及び第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害があるときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。ただし、乙の債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。(へ)
- 6 第3項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは当該手数料相当額の金員を甲に返還しない。また手数料が未だ支払われていないときは乙は当該手数料の支払を甲に請求することができる。(へ)
- 7 第3項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は乙に不利な時期にこの契約を解除したときは、やむを得ない事由があったときを除き、乙の損害を賠償しなければならない。(へ)

第6条（乙の解除権）

乙は、甲に債務の不履行があった場合（乙の責めに帰すべき事由によるときを除く。）において、甲に書面をもって、乙が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。(へ)

- 2 乙は、次の各号の一に該当する場合（乙の責めに帰すべき事由によるときを除く。）は、前項の催告をすることなく、直ちに甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。(へ)
 - (1) 甲がこの契約に従って支払うべき手数料の支払いを遅延したとき。(へ)
 - (2) 甲が第1条第8項、第9項及び第4条第1項に定める義務を履行しなかったことその他この契約に違反したことにより、第2条第1項の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了することができないとき。(へ)
 - (3) 甲の債務の履行が不能であるとき。(へ)
 - (4) 甲がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。(へ)
 - (5) 前各号のほか、甲がその債務の履行をせず、乙が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。(へ)
- 3 前2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは当該料金相当額の金員を甲に返還しない。また手数料が未だ支払われていないときは乙は当該手数料の支払を甲に請求することができる。(へ)
- 4 第1項及び第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、甲の債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。(へ)

第7条（秘密保持）

適合証明業務約款		頁 No.4／5
		SR02-07
2003年9月30日制定	2025年4月10日改訂	2025年4月30日施行

甲及び乙は、この契約を履行するうえで知り得た相手方の秘密を漏らし、又は盗用してはならない。（へ）

第8条（反社会的勢力の排除）（へ）

甲及び乙は、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者も含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、その他これに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何ら催告を要せずに、この契約を解除することができる。

- （1）自己又は自己の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が反社会的勢力に属すると認められるとき
- （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- （3）自己又は自己の役員が反社会的勢力を利用していると認められるとき
- （4）自己又は自己の役員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
- （5）自己又は自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

3 甲及び乙は、前項の規定により、契約を解除した場合には、相手方に損害が生じてでも何ら賠償ないし補償することは要しない。

第9条（別途協議）（へ）

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

第10条（準拠法と紛争の解決）（へ）

本契約は、日本国法に準拠するものとする。

- 2 本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによる。
- 3 本契約に関する一切の紛争に関して、東京（本部）で申請を受理したものについては東京地方裁判所を、大阪事務所で申請を受理したものについては大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。（は）

（附則）この約款は、2003年9月30日より施行する。

（附則）この約款は、2011年4月1日より施行する。（い）

（附則）この約款は、2011年8月1日より施行する。（ろ）

（附則）この約款は、2011年10月18日より施行する。（は）

（附則）この約款は、2019年7月10日より施行する。（に）

適合証明業務約款		頁 No.5／5
		SR02-07
2003年9月30日制定	2025年4月10日改訂	2025年4月30日施行

(附則) この約款は、2021年1月4日より施行する。(ほ)

(附則) この約款は、2025年4月30日より施行する。(へ)